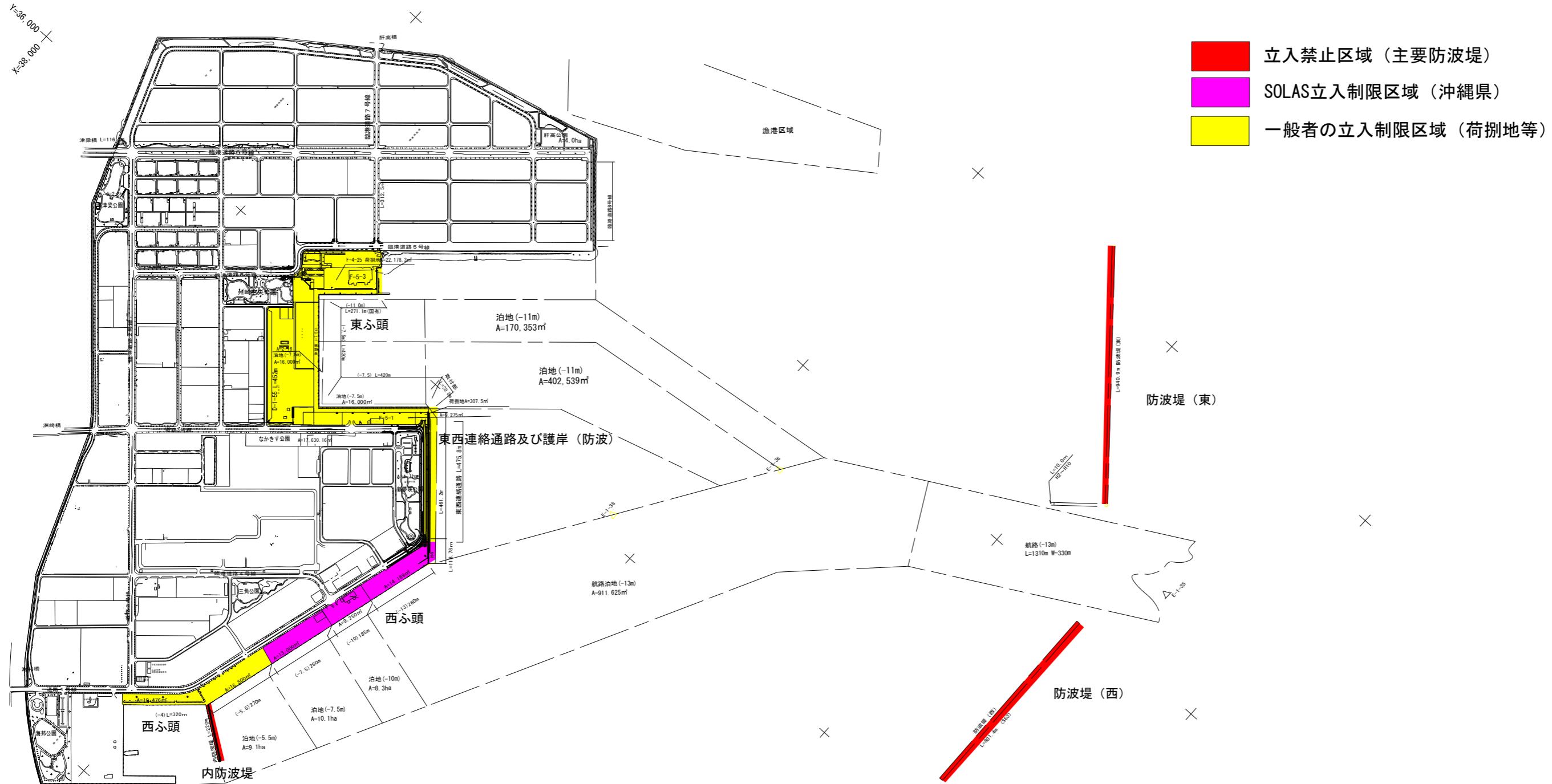


中城湾港（新港地区）の立入り制限・禁止区域



※港湾施設のうち沖防波堤については、波浪や高潮から港内の静穏度確保や岸壁等の港湾施設を守るために設置されたものであり、一般の方の使用（立入り）を想定した施設ではありません。天候の急変や高波の危険がある他、海面への転落などに繋がる可能性があるため、立入りは認めません。

※遊漁船事業者等による防波堤への瀨渡し行為も禁止です。